

(証券コード：6648)

平成28年6月13日

株 主 各 位

山 形 県 南 陽 市 小 岩 沢 2 2 5 番 地
株 式 会 社 か わ で ん
代 表 取 締 役 社 長 西 谷 賢

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午後1時30分
2. 場 所 山形県南陽市小岩沢225番地 当社本社
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第95期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 節電等を考慮しまして当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kawaden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業の業況感は良好な水準を維持し基調としては緩やかな回復基調が継続しております。しかしながら中国をはじめとする新興国経済等の景気の減速など先行き不透明な状況となっております。

当業界におきましては、設備投資は緩やかな増加基調で推移しているものの、公共投資は減少傾向にあり、企業間の受注・価格競争は依然厳しい状況が続いております。

このような厳しい状況下で、当社は全社員一丸となり、顧客満足を最優先に全力を傾注し営業活動を展開いたしました。これにより売上高は20,597百万円(前期比6.7%増)となりました。利益につきましては納期集中に伴った外注費増などの要因により製造原価が増加し、営業利益は2,452百万円(前期比6.5%減)となりました。一方で営業外費用が減少したことで経常利益は2,445百万円(前期比2.6%増)、当期純利益は1,719百万円(前期比18.7%増)となりました。

(2) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、1,104百万円であります。

主な内容は、山形工場における塗装設備の更新などによる増加であります。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度 第92期	平成25年度 第93期	平成26年度 第94期	平成27年度 第95期 (当事業年度)
売 上 高	15,482,677千円	18,179,648千円	19,298,656千円	20,597,351千円
当 期 純 利 益	283,418千円	734,134千円	1,449,434千円	1,719,994千円
1株当たり当期純利益	8,862.93円	229.57円	452.54円	536.91円
総 資 産	13,128,800千円	13,819,924千円	15,927,490千円	16,303,203千円
純 資 産	7,833,630千円	8,458,847千円	9,802,043千円	11,258,394千円

(注) 1. 平成26年度において当社元従業員による不正行為が判明したことに伴いまして、過年度の誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による訂正後の財産及び損益の状況を上記に反映しております。

2. 当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益は以下のとおりです。

区 分	平成24年度 第92期
1株当たり 当期純利益	88.63円

(5) 対処すべき課題

当社が認識している対処すべき事業上及び財務上の課題は、次のとおりです。

① 更なる品質の向上について

当社は永年積み重ねてきた生産方式に日々改善を加えてまいりました。改善活動は徹底した生産拠点の効率性を追求し、製品品質の向上とリードタイムの短縮、コスト削減を目指すものであります。また、当社は山形、九州の両工場でISO9001を取得し品質管理を徹底しております。今後当社がカスタム型配電制御設備大手専門メーカーとしての地位を維持するためには、何より製品品質の維持・向上が必要であり、ひいてはそれを支える生産技術の向上が不可欠であります。今後は従前の改善活動を更に強化したうえで生産技術の向上に努める所存であります。

② リニューアル事業への取組みについて

当社が取り組む配電制御設備市場にはビルの新築時のものと、配電制御設備のみの入替え、改良によるものがあります。後者による市場（以下「リニューアル市場」という。）では、現存の設備を納入した業者に再発注される場合が多く、長期に渡ってカスタム型配電制御設備大手専門メーカーであった当社が受注を獲得し易い市場であると同時に、顧客と長期的な関係を築くことにより継続的な収益に繋がる可能性もあります。

当社は従来よりリニューアル市場に特に着目し、平成14年度よりリニューアル向け売上を数値目標化し、当市場での当社のプレゼンス向上に努めてまいりました。

今後も同市場向けの売上高比率を40%超へ向上させ、収益の向上及び安定化を図る所存であります。

③ 生産コストの低減

当社は改善活動の積み重ねにより、継続的に生産コストの低減を行ってまいりました。今後もプロジェクトチームを編成して一層の固定費削減と設計段階からモジュール化・標準化に取組み製造コストの削減、生産性の向上を行い、更なるコストの低減に努めてまいります。

④ リードタイムの短縮について

当社は前述の改善活動の積み重ねにより、日々リードタイム短縮に取り組んでおります。配電制御設備は通常建設工事日程に深く組み込まれており、納期遅れは大きな問題となるため、リードタイムの短縮は生産コストの低減のみならず納期遅れによるクレームを未然に防ぐ他、競合他社との差別化に繋がります。当社はリードタイムの維持、更なる短縮を行うことにより、他社との違いを鮮明に打ち出し、更なる競争力の強化を行う所存であります。

⑤ 環境への対応

当社は従来より環境への配慮を重要課題ととらえ、山形工場で平成10年にISO14001を取得し、環境重視・省エネルギー製品の拡充を行っております。また、環境会計を平成12年より導入し、エネルギー等の数値管理を行い、省エネルギーとリサイクル等の事業活動をより強化してまいりました。昨今の企業にCSR（企業の社会的責任）に配慮した企業運営への要求が強まる傾向に対応して、当社は環境への配慮を意識した企業運営を一層推進していく所存であります。

⑥ 与信管理体制の強化

昨今の経済環境における企業の倒産件数は減少傾向で推移しておりますが、世界経済を巡る不確実性は大きく景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。このような状況下において当社は、営業部門において得意先別与信限度管理と売掛金の回収の強化を図り、経理部門においては債権管理を徹底することにより、貸倒れの発生を防ぐ所存であります。

⑦ 当事業年度末の自己株式の残高は1,861百万円（988,515株）であり、発行済株式総数の23.58%を所有しております。当該自己株式は、資本政策の柔軟性・機動性を確保するため取得しておりますが、自己株式の処分につきましては今後の対処すべき課題の一つと認識しております。

⑧ 当社は、平成26年12月に当社元従業員による不正行為が判明したことに對して、第三者委員会を設置いたしました。これにより当該不正に関する事実関係・原因究明を調査し、その提言を受け再発防止策を講じております。当該不正行為を未然に防ぐことが出来なかったことを厳粛に受け止め、全社をあげてコンプライアンス意識を高めるとともに再発防止策を継続して実行していく所存であります。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

ビル及び工場、産業施設、大型マンション向けの高低圧配電盤、自動制御盤、分電盤などの配電制御設備の製造・販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

本社・山形工場（本店）	山形県南陽市小岩沢225番地
東京本社	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号 テクノポートカマタC-5階
九州工場	佐賀県佐賀市大和町大字川上4583番地1
首都圏第一・第二支社 エンジニアリング部	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号 テクノポートカマタC-5階
関西・中部支社	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目11番16号 北館2階
その他の支社	東北支社（仙台市） 関東支社（さいたま市） 西日本支社（福岡市）

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数（人）	前期末比増減（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
623[130]	40[△16]	37.0	15.5

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー、及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(9) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
株式会社みずほ銀行	250,000
株式会社三井住友銀行	250,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	250,000
株式会社七十七銀行	58,500
株式会社山形銀行	45,830
株式会社肥後銀行	12,200
計	866,530

2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数（普通株式） 14,400,000株
 ② 発行済株式の総数（普通株式） 3,203,485株
 （自己株式988,515株を除く）
 ③ 株主数 1,586名
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
富士化学塗料株式会社	250,000	7.80
株式会社エム・アイ・ピー	150,000	4.68
佐藤商事株式会社	115,000	3.59
株式会社立花エレテック	108,500	3.38
かわでん従業員持株会	102,300	3.19
株式会社関電工	100,000	3.12
株式会社きんでん	100,000	3.12
三菱商事株式会社	100,000	3.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	100,000	3.12
株式会社都市管財センター	60,500	1.88

(注) 1. 当社は、自己株式を988,515株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 谷 賢	
取 締 役	沢 村 幸 男	製造本部長
取 締 役	光 藤 淳 一	経営管理本部長 兼 経営企画室長
取 締 役	信 岡 久 司	営業本部長
取 締 役	武 田 吉 史	製造本部副本部長 兼 山形工場長
取 締 役	相 澤 利 雄	営業本部副本部長 兼 首都圏第一支社長
取 締 役	奥 村 勇 雄	株式会社大正クエスト 監査役 株式会社オフィス・シマ 監査役
常 勤 監 査 役	佐 藤 博 之	
監 査 役	今 井 勝	リクレス債権回収株式会社 取締役
監 査 役	山 本 圭	三田アドバイザー株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役の奥村 勇雄氏は社外取締役であります。なお、当社は奥村 勇雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役の今井 勝氏、山本 圭氏は社外監査役であります。なお、当社は今井 勝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、また、能力主義に基づく積極的な人材の登用のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は15名であります。

(2) 取締役及び監査役ごとの報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8人 (1人)	82,520千円 (5,850千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3人 (2人)	19,920千円 (8,100千円)
計	11人	102,440千円

- (注) 1. 株主総会決議に基づく取締役報酬限度額(年額)は、240,000千円(平成19年6月28日定時株主総会決議)であります。なお、使用人兼務給与は含まれません。
2. 株主総会決議に基づく監査役報酬限度額(年額)は、72,000千円(平成19年6月28日定時株主総会決議)であります。
3. 上記のほか、本総会において付議いたしております「第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」が承認された場合には、当社の役員退職慰労金支給規定に基づき退職慰労金を支給する予定であります。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年6月26日開催の第94回定時株主総会決議に基づき、平成27年2月25日をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し5,000千円

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 奥村 勇雄氏は株式会社大正クエストの監査役ならびに株式会社 オフィス・シマの監査役であります。当社との特別な利害関係はありません。
 - ・監査役 今井 勝氏はリクレス債権回収株式会社の取締役であります。当社との特別な利害関係はありません。
 - ・監査役 山本 圭氏は三田アドバイザー株式会社の代表取締役であります。当社との特別な利害関係はありません。

②主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	奥 村 勇 雄	平成27年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。
社 外 監 査 役	今 井 勝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。
社 外 監 査 役	山 本 圭	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。

(注) 社外取締役及び各社外監査役は議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び各社外監査役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 34,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2)の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

監査契約の履行に伴い生じた当社の損害について、有限責任監査法人トーマツに故意又は重大な過失があった場合を除き、有限責任監査法人トーマツの会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする。

- (4) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,500千円

- (5) 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することができないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決議いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ社会的責任を果すため企業倫理憲章を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - ② 代表取締役は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役職務執行に係る情報を記録し保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
 - ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティにかかるリスクに関して組織横断的なリスク状況の監視ならびに全社的対応方針の決定については、代表取締役が委員長を務めるリスク管理委員会が行うものとし、危機の未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組む。
 - ② 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門長は定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 全社経営計画及び部門別業務計画を達成するための効率的な資源配分（資金、要員等）を行う。
 - ② 取締役の職務分担および担当部門の職務分掌、職務権限を適切に配分する。
 - ③ 合理的な意思決定の過程を経るために常勤取締役・役付執行役員を構成員とする経営会議を設置する。

- ④ 取締役会において、年度計画や当該年度計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
 - ⑤ 経営会議及び取締役会において、業務計画の進捗状況を報告する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には親会社及び子会社の何れも存しないため、定めない。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する体制
監査役を補助すべき使用人として、必要に応じて人員を配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
必要に応じて監査役付使用人を設置する場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従うものとする。また当該使用人の異動、人事考課等に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (8) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。
 - ② 内部監査室長は内部監査の結果を監査役会に報告するものとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は必要に応じて顧問弁護士等の意見を求め、会計監査人、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な業務監査の遂行を図る。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

- ・取締役会を13回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正の観点から審議いたしました。また、取締役会議事録や稟議書等の取締役職務執行に関する情報は規程に基づき、記録保存し常時閲覧出来るようにしております。
- ・監査役会を14回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関わる方針、計画等を協議決定し、重要社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。
- ・内部監査室は内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないか等を独立した立場から検証すべく、各部門に対して定期的に業務監査を実施いたしました。監査を通して顕在化した問題点は、被監査部門に対してその場で改善勧告を行うほか、取締役会及び監査役会に報告され、適時の改善がなされております。
- ・内部通報制度を整備し法令違反について早期発見と是正を行う体制を整備し運用を行っております。
- ・コンプライアンス推進室を中心にコンプライアンスに対する意識の向上に努めました。コンプライアンス教育の一環としまして、全役職員に対し、集合研修を実施したほか、順次Eラーニングを利用した研修を展開しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	12,436,407	流動負債	4,082,079
現金及び預金	5,999,385	買掛金	1,683,727
受取手形	1,280,910	短期借入金	499,990
電子記録債権	250,560	1年内返済予定長期借入金	195,420
売掛金	3,156,987	リース債務	3,482
製品	849,452	未払金	548,121
仕掛品	336,520	未払法人税等	269,668
原材料	260,028	未払消費税等	119,548
前払費用	22,237	未払費用	99,469
繰延税金資産	237,400	前受金	38,067
その他の貸倒引当金	44,485	預り金	114,585
貸倒引当金	△1,560	賞与引当金	510,000
固定資産	3,866,795	固定負債	962,729
(有形固定資産)	2,946,318	長期借入金	171,120
建物	1,406,166	リース債務	5,136
構築物	48,564	退職給付引当金	644,646
機械及び装置	738,631	役員退職慰労引当金	118,620
車両運搬具	7,630	資産除去債務	23,206
工具器具及び備品	146,487	負債合計	5,044,809
土地	583,491	(純資産の部)	
リース資産	8,069	株主資本	11,166,508
建設仮勘定	7,276	資本金	2,124,550
(無形固定資産)	117,530	資本剰余金	1,476,817
借地権	8,960	資本準備金	531,587
電話加入権	12,726	その他資本剰余金	945,230
ソフトウェア	95,668	利益剰余金	9,426,784
その他	175	その他利益剰余金	
(投資その他の資産)	802,946	繰越利益剰余金	9,426,784
投資有価証券	256,364	自己株式	△1,861,643
出資金	549	評価・換算差額等	91,885
長期前払費用	26,614	その他有価証券評価差額金	91,885
差入保証金	70,685		
会員権	4,229		
保険積立金	188,209		
繰延税金資産	252,892		
長期未収入金	721,797		
その他の貸倒引当金	3,401		
貸倒引当金	△721,797	純資産合計	11,258,394
資産合計	16,303,203	負債・純資産合計	16,303,203

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月31日)

科 目	金 額	千円
売 上 高		20,597,351
売 上 原 価		14,572,775
売 上 総 利 益		6,024,576
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,571,616
営 業 利 益		2,452,960
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,549	
受 取 賃 貸 料	8,542	
受 取 保 険 金	22,335	
そ の 他	30,223	69,650
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,504	
売 上 債 権 売 却 損	44,946	
売 上 割 引	14,967	
閉 鎖 工 場 等 関 連 費 用	6,430	
そ の 他	4,508	77,356
経 常 利 益		2,445,254
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	560	560
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,331	11,331
税 引 前 当 期 純 利 益		2,434,483
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	665,889	
法 人 税 等 調 整 額	48,600	714,489
当 期 純 利 益		1,719,994

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	その他 本剰余金	資 本 剰 余 金 計	その他 剰余 金 計	繰 越 剰 余 金 計		
平成27年4月1日 残高	2,124,550	531,587	945,230	1,476,817	7,931,034	7,931,034	△1,861,605	9,670,797
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△224,244	△224,244		△224,244
当期純利益					1,719,994	1,719,994		1,719,994
自己株式の取得							△38	△38
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,495,749	1,495,749	△38	1,495,711
平成28年3月31日 残高	2,124,550	531,587	945,230	1,476,817	9,426,784	9,426,784	△1,861,643	11,166,508

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年4月1日 残高	131,246	131,246	9,802,043
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△224,244
当期純利益			1,719,994
自己株式の取得			△38
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△39,361	△39,361	△39,361
事業年度中の変動額合計	△39,361	△39,361	1,456,350
平成28年3月31日 残高	91,885	91,885	11,258,394

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

製造部門に属する建物（建物附属設備を含む）、構築物並びに機械及び装置は定額法、それ以外は定率法であります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械及び装置 2～7年

工具器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 消費税及び地方消費税の処理方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,359,336千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	330,915千円
土地	364,327千円
計	695,242千円

② 担保に係る債務

長期借入金	116,670千円
1年内返済予定長期借入金	133,340千円
短期借入金	249,990千円
計	500,000千円

(3) 取締役、監査役に対する金銭債務 14,255千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,192,000	—	—	4,192,000
合計	4,192,000	—	—	4,192,000
自己株式				
普通株式	988,500	15	—	988,515
合計	988,500	15	—	988,515

(注) 自己株式の増加15株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	112,122	35	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	112,121	35	平成27年 9月30日	平成27年 12月1日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの本総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 112,121千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 35円 |
| ③ 基準日 | 平成28年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成28年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 （*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	5,999,385	5,999,385	—
② 受取手形	1,280,910	1,280,910	—
③ 電子記録債権	250,560	250,560	—
④ 売掛金	3,156,987	3,156,987	—
⑤ 投資有価証券	223,173	223,173	—
⑥ 買掛金	(1,683,727)	(1,683,727)	—
⑦ 短期借入金	(499,990)	(499,990)	—
⑧ 未払金	(548,121)	(548,121)	—
⑨ 未払法人税等	(269,668)	(269,668)	—
⑩ 長期借入金	(366,540)	(366,159)	380

(*1)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2)長期借入金には、1年以内返済予定長期借入金を含めて表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権並びに④ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑥ 買掛金、⑦ 短期借入金、⑧ 未払金並びに⑨ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2） 非上場株式（貸借対照表計上額10,746千円）及び投資事業組出資金（貸借対照表計上額22,444千円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「⑤投資有価証券」には含めておりません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	金額
退職給付引当金	196,830千円
賞与引当金	156,528
減損損失	58,095
未払事業税	19,029
投資有価証券評価損	23,502
役員退職慰労引当金	36,131
貸倒引当金	221,599
その他	82,923
繰延税金資産小計	794,637
評価性引当額	△277,237
繰延税金資産合計	517,400
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△27,107
繰延税金負債合計	△27,107
繰延税金資産の純額	490,292

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.46%となります。

この税率変更により繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は23,366千円減少し、法人税等調整額が24,791千円、その他有価証券評価差額金が1,424千円それぞれ増加しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,514円42銭
1株当たり当期純利益	536円91銭

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年6月2日

株式会社かわでん

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅	博雄	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村	剛	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社かわでんの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
尚、平成26年に発覚した元従業員による不正行為に対して、東京証券取引所に提出をした改善報告書の再発防止策について、当監査役会は進捗の報告を求め、不備が起きない様注視していきます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月3日

株式会社かわでん 監査役会

常勤監査役 佐藤博之 ㊟

社外監査役 今井勝 ㊟

社外監査役 山本圭 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第95期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額112,121,975円

なお、中間配当金として35円をお支払しておりますので当期の年間配当金は1株につき70円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第31条(取締役の責任免除)および第42条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第31条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第31条 (省略)</p> <p>② 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行通り)</p> <p>② 当社は取締役(業務執行取締役であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第42条 (省略)</p> <p>② 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第42条 (現行通り)</p> <p>② 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名全員が任期満了により退任いたしますので新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さとう ひろゆき 佐藤 博之 (昭和18年11月1日生)	昭和37年4月 当社入社 昭和57年4月 当社山形営業所長 平成4年4月 当社北海道・東北ブロック長 平成7年6月 当社北海道支社長 平成9年3月 当社東北支社長 平成11年6月 当社執行役員東北支社長 平成16年4月 当社東北支社営業開発部長 平成17年6月 当社監査役(現任)	2,100株
2	※ なかがわ たかのぶ 中川 隆進 (昭和19年8月2日生)	昭和43年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成10年7月 大蔵省退官 平成18年6月 株式会社トマト銀行取締役社長 平成26年6月 株式会社トマト銀行取締役会長 平成26年6月 学校法人東京経済大学理事・評議員(現任) 平成27年6月 株式会社トマト銀行相談役(現任)	一株
3	※ あらき しんご 荒木 新五 (昭和24年3月17日生)	昭和48年4月 弁護士登録 第一東京弁護士会 平成16年4月 学校法人学習院大学大学院法科研究科教授(現任)	一株

- (注)
- ※印は新任の監査役候補者であります。
 - 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
 - 中川隆進氏と荒木新五氏は社外監査役候補者であります。
 - 中川隆進氏を社外監査役候補者とした理由は大蔵省、銀行取締役等での知識・経験に基づき経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対し客観的かつ公正な監査意見が期待できると考えたためであります。
 - 荒木新五氏を社外監査役候補者とした理由は弁護士および法科大学院教授としての知識・経験に基づき違法性のチェックを期待するとともに経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対し客観的かつ公正な監査意見が期待できると考えたためであります。
 - 当社は中川隆進氏と荒木新五氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 当社は、中川隆進氏と荒木新五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役今井勝氏及び山本圭氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法などは監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
いまい まさる 今井 勝	平成17年6月 当社社外監査役（現任）
やまもと けい 山本 圭	平成18年6月 当社社外監査役（現任）

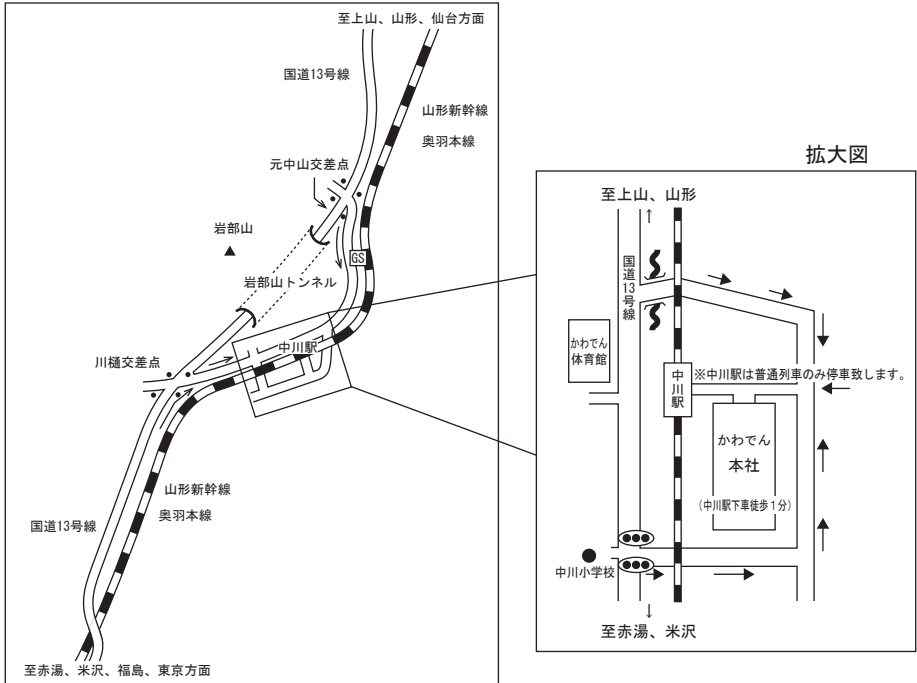
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：山形県南陽市小岩沢225番地

当社本社

TEL 0238 (49) 2011



交通 J R奥羽本線中川駅徒歩1分

J R山形新幹線赤湯駅からタクシーで15分